（国家戦略特別区域限定保育士の欠格事由に関する経過措置）

第十五条　第八条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の五第四項（第一号を除く。）の規定は、第三号施行日以後の行為により同項各号（第一号を除く。）に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る欠格事由については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（身体障害者福祉法等の一部改正）

第十八条　次に掲げる法律の規定中「第二十四条の二十四第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第三十一条第五項」の下に「又は第三十一条の二第三項」を加える。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第九条第三項

二　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第三項

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第四項

（住民基本台帳法の一部改正）

第十九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の五の項中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削り、同表の五の十一の項中「よる」の下に「同法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、」を加え、「第二十二条第二項の母子健康包括支援センター」を「第二十二条第一項のこども家庭センター」に改める。

別表第三の七の二の項中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削る。

別表第四の四の五の項中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削り、同表の四の十一の項中「よる」の下に「同法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、」を加え、「第二十二条第二項の母子健康包括支援センター」を「第二十二条第一項のこども家庭センター」に改める。

別表第五第八号の二中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削る。

（児童手当法の一部改正）

第二十条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の一部改正）

第二十一条　次に掲げる法律の規定中「第六条の三第七項」を「第六条の三第七項第一号」に改める。

一　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第九項

二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第三項

（家事事件手続法の一部改正）

第二十二条　家事事件手続法の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十八の二の項中「第三十三条第五項」を「第三十三条第十四項」に改め、同表の百二十八の三の項中「第三十三条の六の二第一項」を「第三十三条の六の四第一項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十九の項及び別表第二の六十九の二の項第二欄中「よる」の下に「相談、支援、」を加え、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　古川　禎久
厚生労働大臣　後藤　茂之

政　令

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十四号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年六月十七日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十五号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第五条第一項第一号、第十一条第一項第四号、第十二条第三項、第十七条、第二十二条及び別表の規定に基づき、この政令を制定する。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一　避難場所

二　避難経路

三　消防団による避難誘導のための拠点施設、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他消防用施設で総務大臣が定めるもの